藤木インスペクター日誌

～船員にも施設を～

突然ですが、船には、IMO番号と言われる番号が必ずついています。この番号は、船が廃船されるまで変わりません。また、船籍や船名が変わっても変わらないのです。番号は、七桁で構成されていて、最近の番号は、九から始まります、八から始まる船は、建造されてからおよそ二〇年近くが経過されています。先日千葉で訪船した船は、バングラディシュ籍の船でやはり八から始まっていたので結構古いのかと思い乗船すると内部は、古さはあるものの、まあまあでした。

船長に会って話をしていると「ITFが、雑誌をもって来るなんて珍しい、ありがとう」と言っていました。

また「インドでは、上陸ができない、ITFで何とかしてくれ」「上陸できないなんて犯罪者扱いだ！」などと苦情を言われました。

船員の人たちは、行先にもよりますが、長い航海をすることもたびたびあるので港に停泊した時に外出できないことは、気晴らしが出来ないことでストレスもたまりやすいと思います。

また、別の船では「すべての空港でWiFiが使えるのに港では使えないのか」とか「シーメンズ・クラブは、近くにないのか」などの声も聞かれます。

私は、もっともなことだとよく思います。日本は、輸入に頼らないとやっていけない国です。

輸入の多くは、船に頼らざるを得ません、そのためには、船員さんが必要なのです。私は、今回紙面を借りて日本政府に「船員さんに敬意を示し、それぞれの必要な施設を作れ！」と大声で求めたいと思います。

暑さのせいではないです、あしからず。

労働組合法講座 ⑧

「争議行為の民事免責」

今号は、争議行為の「民事免責」です。

■損害賠償（第八条）…「使用者は、同盟罷業その他の争議行為であつて正当なものによつて損害を受けたことの故をもつて、労働組合又はその組合員に対し賠償を請求することができない」ことになっています。

日本国憲法で保障された労働基本権は、刑事免責と民事免責の上に成り立っていますが、労働組合法では団体行動権の争議行為を取り上げて、正当な行為であれば「損害の与えたことによる責任を負わない」ことが確認されています。争議行為の正当性は、その主体、目的、手続、態様等によって判断されます。

○主体…憲法でいう勤労者の団体、労働組合であること（団体交渉権を有する争議団等含まれます）。

○目的…労働条件の向上や労働者の処遇、社会的地位の向上など、労働組合の目的に沿うものであること。

○手続…ストライキには、所定の手続き（組合員の直接無記名投票の過半数の賛成）が必要です。また、平和条項（労働協約の有効期間中に、協約内容の改廃を目的とした争議行為は行わないとする定めがある場合）の順守義務があります。団体交渉での協議を尽くすことは無論ですが、事前の予告等が定められている場合も順守義務が伴います。

○態様…争議行為の内容は、同盟罷業（ストライキ）、怠業（仕事の能率を低下させること）、ビラ配布や集会などです。暴力行為は、どんな場合にも認められません（第一条）。

■法律による争議行為の禁止について…鉄道・電気・ガス等の公益事業の争議行為は、労働委員会や国に通知・届け出が必要です。また、電気事業の停電ストや石炭鉱業の鉱山破壊などの行為は「スト規制法」によって禁止されています。一般の民間労働者の場合であっても、人命の安全保持や、国民生活、国民経済への支障がある場合には、正当性が認められない場合があります。

○また、日本国憲法はすべての勤労者に労働基本権を保障していますが、公務員の争議行為は禁止されています。戦後間もない頃は、公務員労働者が日本の労働組合運動の主導的な役割を担いましたが、それ故に、占領米軍（GHQ）の指示で公務員のスト権がはく奪されています（「政令二〇一号」一九四八年七月三一日）。

国連の国際労働機関（ILO）は、「日本の公務員にストライキ権など労働基本権を付与する」よう日本政府に勧告しています。次号からは第三章「労働協約」の内容です。

各単組定期大会予定

各単組定期大会予定

単組名	日程	名称	開催場所
全港湾	9月 9～10日	第86回定期全国大会	豊橋 シーパレス
日港労連	9月 9～10日	第63回定期大会	愛媛 松山市道後
検数労連	9月10～11日	第47回定期大会	豊橋 シーパレス
検定労連	9月28～30日	第43回定期大会	豊橋 シーパレス
全倉運	9月 7～ 8日	第70回定期大会	豊橋 シーパレス
大港労組	10月 3日	第63回定期大会	大阪港湾労働者福祉センター

ZENROSAI
選ばれる安心がある。
全労済の火災共済です。
自然災害保障付
火災共済
風水害等給付金付火災共済・自然災害共済
保障のことなら全労済